

## 1 議 事 日 程

〔令和2年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和2年9月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第45号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第46号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第47号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第50号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第51号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第52号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	木 村 彰 人 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
”	笠 利 毅 議員	”	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	濱 本 泰 裕	健康福祉部長	友 田 浩
健康福祉部理事 兼高齢者支援課長 兼包括支援センター所長	田 中 縁	市民課長	池 田 俊 広
税 務 課 長	森 木 清 二	納 税 課 長	大 谷 賢 治
環 境 課 長	中 島 康 秀	人権政策課長兼 人権センター所長	行 武 佐 江
国保年金課長	高 原 寿 子	福 祉 課 長	井 本 正 彦
生活支援課長	藤 井 泰 人	介護保険課長	立 石 泰 隆
保育児童課長	大 石 敬 介	ごじょう保育所長	寺 原 貴美栄
元気づくり課長	安 西 美 香	子育て支援 センター所長	白 田 美 香

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長 阿部 宏 亮  
書 記 平 田 良 富

議事課長 花 田 善 祐

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第3まで一括上程

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 議案第45号から議案第47号までを一括してご説明申し上げます。

まず、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は3ページ、4ページ、条例改正新旧対照表は1ページから6ページをご覧ください。

今回の一部改正は、議案第47号で後ほどご説明いたします太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の題名変更に伴うものでございます。

令和3年4月から県において重度障害者医療費支給制度が改正される予定でございますが、「障害」の害の字の表記を漢字表記から平仮名表記に変更されることとなり、これに伴いまして本市の関係条例において県の準則に従い表記を改めるものでございます。あわせて、字句の整理もさせていただいております。施行日は、令和3年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は5ページから7ページ、条例改正新旧対照表は7ページ、8ページをご覧ください。

令和3年4月から県において子ども医療費支給制度が改正され、現在の県の制度で小学生ま

でとされており助成対象が中学生まで拡大される予定でございます。

本市におきましては、中学生入院分だけ先行し、単独事業として県の制度より拡大して実施いたしておりました。今回、県が通院分、入院分共に対象者の年齢を中学生まで引き上げることに合わせて、本市も未実施でありました中学生通院分につきまして支給するための改正でございます。本人負担につきましては、入院分は変更ございませんが、通院分は医療機関ごと、月1,600円までとなっております。施行日は、令和3年4月1日からといたしております。

最後に、議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書は8ページから11ページ、条例改正新旧対照表は9ページから14ページをご覧ください。

変更の要点は2点ございます。

1点目は、議案第45号で説明いたしましたとおり、「障害」の害の字の表記を平仮名表記に変更するものです。

2点目は、議案第46号でご説明いたしました福岡県子ども医療費支給制度の助成拡大に合わせて、福岡県重度障がい者医療費支給制度も変更されます。これまでは重度障がい者医療対象の中学生は、通院分につきましては重度障がい者医療、入院につきましては子ども医療を併用していただく必要がございました。改正後は、入院、通院共に重度障がい者医療適用となります。施行日は、令和3年4月1日からといたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第45号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 次に、議案第46号について質疑はありますか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 議案第46号の附則の部分を確認したかっただけですけども、附則の

2項目め、市長は、施行日前においても改正後の太宰府市子ども医療費の支給に関する条例に規定する子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療費を交付することができるというふうなことを書いてありますので、令和3年4月1日施行前にこれはできるというふうなまま読むんですけども、こうした場合に、この財源としては県費だと思うんですけども、施行日前にできるということは、そこら辺の財源の関係はどういうふうになるんでしょうか。

○委員長（小畠真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 3月に医療証の切替えをさせていただく予定になっております。そ

の分が結局4月1日より先にお渡しするという分でございますので、医療費に関してはあくまで4月1日からということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 医療証の交付ということだけなんです。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） はい。医療証の交付だけ、先にお渡しするという事務についてでございます。

○副委員長（木村彰人委員） 分かりました。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進みます。

次に、議案第47号について質疑はありますか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 議案第47号、これは議案第45号も一緒なんですけれども、「重度障害」の害の字を平仮名表記に改めるということ、これについては特に異論異議はないんですけれども、これは事前準備で私が調べる中で古い資料が見つかりまして、これは5年前の西日本新聞の記事なんですけれども、その中に平仮名で障がいと表記しても、なぜそうしているのか理解しなければ意味がないと。単なる表記の問題ではなく、意識が問われていますよ。まさに今回もそうじゃないかなと思うんですけれども、まずこれは福岡県の制度が漢字表記から平仮名表記に変えると。ただそれを聞いただけだったらすつと行きそうな感じもするんですけれども、そこら辺の裏にある県の考え方というのは、何か分かるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 回答はどなたがされますかね。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） 障がいの表記の件について福祉課のほうから。

本市の状況を含めてご報告をいたします。

国においては、平成21年度におきまして内閣府のほうで障がい者制度改革推進本部というのが開設されております。その本部の中で障がい表記についての検討がなされておまして、その後継続的に検討するというような結論であったようでございます。この結果、国の動向を踏まえながら、本市においては平成23年に法令や医療用語とか単体の表記でございますね、その辺りに関しては漢字そのままの表記で行うと、固有名詞ということで漢字の害を使うということ。それから、市の条例だとか公文書だとか広報について、これらについては平仮名表記でいくというところで一定の方針を定めたところでございまして、これに基づきながら現在も使い分けをしているというようなところでございます。

今後、県がこういうふうな「障害」の害を平仮名表記に改めたということもございまして。国も含めてそういった方針が出れば、同様に市のほうもその基準に合わせながら使い分けをして

いくというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 使い分けに至った流れはよく分かるんですけども、これは私は反省するところです。漢字を平仮名に変えるというところで、その本当の意味を考えなきゃいけないというような問いかけの記事を読んだものですから、まだ方向性はしっかり決まってない状況ですけども、これは一つのきっかけだと思うんですね。この条例の変更に ついては何も言うことはないんですけども、もうちょっと広い意味で平仮名表記の害の裏側にあるものを太宰府市の福祉とか人権とか、人権にもまたがるというお話も聞いておりますけれども、そこら辺をしっかりと生かせないものかなど。特にこれはいいチャンスだと思うんですが、今年は障害者週間というのが12月にあるというふうにも聞いていますので、今回の条例のこの文言の変更と併せて、しっかりそこら辺を深掘りしてみたらどうかと思っております。要望です。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 回答はよろしいですか。

○副委員長（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これから討論、採決を行います。

まず、議案第45号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

よって、議案第45号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

○委員長（小島真由美委員） 次に、議案第46号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

よって、議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分)

○委員長(小島真由美委員) 次に、議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

よって、議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時13分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第49号 令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第4、議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思います。また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうが分かりやすい補正項目については併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は16ページ、17ページをお開きください。

今回の補正予算において人件費に関連する補正項目については、補正理由がほぼ共通いたしますことから、まずその説明を求めます。その後、順番に審査を行い、該当の細目の際に質疑を受けます。

それでは、健康福祉部長のほうから説明をお願いいたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(友田 浩) おはようございます。

それでは冒頭に、ただいまから審査いただきます一般会計補正予算と、後ほど審査いただき

まず議案第50号「国民健康保険事業特別会計補正予算」及び議案第51号「介護保険事業特別会計補正予算」におきましては、多くの人件費関係の補正予算を計上させていただいておりますので、その内容につきましてまず私のほうから一括してご説明を申し上げます。

環境厚生常任委員会の一般会計の該当箇所につきましては、補正予算書16、17ページの2款4項1目、細節991住民基本台帳事務費から補正予算書24、25ページの4款2項2目、細節192ごみ減量推進費まででございます。国民健康保険事業特別会計については補正予算書40、41ページ、介護保険事業特別会計につきましては補正予算書60、61ページ、62、63ページ、68、69ページでございます。

この中の2節給料、3節職員手当等、4節の共済費につきまして、地方公務員法が改正をされまして、本年度から導入されております会計年度任用職員制度に基づく任用を本市におきましても開始しているところでございますが、このうち過去の実務経験を有する者に対する前歴を換算し、報酬、給料を上乗せするための人件費及び関連する予算等の補正をお願いするものでございます。

前歴分の上乗せにつきましては、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する規則に基づくものでございまして、任用日までの過去5年以内で1年以上の継続した実務経験を有する者につきまして、規則で定める基礎号給に最大8号給加算させることといたしております。また、当初予算編成の段階では取扱いが決まっておりました人事院勧告分も併せて上乗せをさせていただいております。なお、これらの取扱いにつきましては、筑紫地区各市とも同様の対応となっているところでございます。またあわせて、加算後の報酬、給与で計算をいたしました職員手当等、退職手当組合負担金、各保険料を予算計上させていただいております。

なお、補正予算書22、23ページの4款1項5目、細節170の公害対策費につきましては、今申し上げました要因とは異なる要因によります人件費の補正でございますので、後ほど担当課長より説明をいたしますのでよろしく願いをいたします。

人件費関係の全般的な説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

ただいまの部長の説明について全般的な質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

2款4項1目、戸籍住民基本台帳費について執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） おはようございます。

市民課に関わる分についてご説明いたします。

補正予算書は16ページから17ページ、2款4項1目、細目991戸籍住民基本台帳費についてご説明いたします。

2 節給料32万2,000円、3 節職員手当等24万5,000円、4 節共済費 7 万2,000円については、冒頭健康福祉部長からご説明があったとおりでございます。

続きまして、関連する歳入についてご説明申し上げます。

補正予算書は8 ページから9 ページになります。

歳入、15款 2 項 1 目 2 節戸籍住民基本台帳補助金でございます。

個人番号カード（マイナンバーカード）の事務を主業務で雇用している会計年度任用職員の人件費は、全額、10分の10国庫補助となります。したがって、先ほどの歳出、2 節、3 節、4 節の合計額と同額の63万9,000円を歳入として計上しております。

続きまして、元に戻っていただいて、17ページ、歳出、9 節、12節、13節についてご説明申し上げます。

これは、個人番号カード（マイナンバーカード）を使ってコンビニエンスストアのキオスク端末——マルチコピー機のことでございます——で住民票等を取得することができるようにするためのものと、庁舎以外で同じく住民票等を取得できるようにするための電算関係の初期費用に係る委託料等でございます。このシステムを導入することによって、市民にとっては住民票等を近くのコンビニで早朝から深夜まで、年末年始を除く毎日取得することができますし、市役所にとっては住民票等を必要とする市民に混雑がなく市内各所に分散して取得していただくため、今回の新型コロナに対して市役所内での感染のリスクを抑えること、また一時的に市役所が閉鎖したときにコンビニや庁舎以外で住民票等の取得ができるようにするものです。

まず、9 節の旅費でございますが、電算システム構築後、専用回線——L G W A N ですが——が疎通し正確に正常に機能しているかどうか、東京に出張して試験し確認しなければなりません。その旅費2名分、14万円を計上しております。次に、12節役務費でございますが、さらに市内のコンビニにおいて正確に正常に住民票や戸籍謄本が交付できるか実際に取得するための実費費用でございます。全種類の交付書類を取得するため1万円を計上しております。次に、13節委託料でございます。コンビニ交付に当たっては、戸籍の電算システムと住民基本台帳の電算システムを統合しなければなりません。そのシステム構築費用として2,750万円、及び専用回線（L G W A N）の疎通設定費用に50万円、また庁舎以外交付導入費用として125万円、合計2,925万円を計上しております。

なお、これに対する歳入であります。8 ページ、9 ページ、15款 2 項 1 目 3 節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中から9 節、12節、13節の合計額と同額の2,940万円の充当となります。

続きまして、関連がありますので、4 ページ、第2 表繰越明許費についてご説明申し上げます。

先ほど説明をいたしました庁舎以外証明書交付は、電算システムの構築やコンビニ交付運用に向けての手续等に日数を要し、年度内に事業完成が見込めないため、2,940万円繰越しをいたすものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、課長の説明で手数料に関して全種類の証明書の取得を試験するというような発言がございましたけれども、全種類というのは具体的に何種類なのか。例えば住民票の書式でも本人だけのものとか世帯全員が載っているものとかいろいろそういった部分は想像できるんですけども、受け取れるようになる各種証明書の住民票何種類、あるいは今言われた戸籍の部分で何種類とか、そういった部分の詳細をもう少しご報告ください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） まず、住民票ですけれども、家族全員の住民票と本人だけの住民票、それから戸籍につきましては戸籍謄本、戸籍抄本、それから戸籍の付票、印鑑証明、所得証明、課税証明を予定をしております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） それと、もう一点確認ですけれども、取得できるコンビニというのは、あくまでも太宰府市内に限ったこととして理解してよろしいですか、それとも福岡県内とか。そういう取得できるコンビニの範囲、そこはどこまでを想定されているか、最後にそこまでお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） コンビニにつきましては、市内ではセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、全19店舗ございますが、市内ではこちらでは取れますけれども、先ほど言いました専用回線を使って東京のほうで集中して、J-LISというところですけども、そこからコンビニ交付ができるシステムを持った市町村であればどのコンビニでも取れるようなシステムになっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（藤井雅之委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の藤井委員の質問に関連してなんですけれども、コンビニで取れるシステムを構築している会社というのは、名前は今聞き取れませんでしたけれども、そこに限定されて全国的に1か所でやっているのか、それとも別のシステムを持っていて、そっちのシステムだったらこの街では取れるけれども、こっちの街では取れないとか、そのような競争のような状況があるのかというのが一点と。

あと、もう一つは、庁舎外という言い方でコンビニ以外のものをひとくくりにはされています

けれども、具体的にどこを考えているのかということをお教えいただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） 先ほどJ-LISというところに集中して、こちらの太宰府市にある戸籍と住民基本台帳のシステムをJ-LISのほうに渡すといったら何ですけれども、回線で結ぶということになります。それは国が委託している機関ですので、そこしかそういったコンビニ交付のことはできませんので競争相手というのはありませんので、そこでそういうシステムができて、全国に配信するという形になっております。

ただ、太宰府市では、先ほど言った戸籍のシステムと住民基本台帳のシステムが別のシステムになっておりますので、これを1つに統合する必要がありますので、その分をまずは今年度の補正でしなければならないということです。ですから、いわゆるベンダーとって、一つにするということを今回構築するための補正予算を上げております。

それから、庁舎外については……。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 具体的にコンビニ以外で庁舎外というと、ほかに何を指しているのか。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） コンビニにつきましては、先ほども言いましたようにキオスクの端末が置かれている全国のコンビニ、そこで利用できるようになるわけですけれども、コンビニで利用するに当たってはマイナンバーカードがどうしても必要になります。まだ全国でも普及率がそれほど高くないというのが報道でもされておりました。太宰府でも今17%ぐらいとなっております。ですから、万が一庁舎が閉鎖しなければならないような状況になったときに残りの8割の方が利用できないということになりますので、庁舎以外でどこか住民票の交付とかができるような場所を開設する必要があるだろうということから、今回コロナの臨時交付金、これもございましたので予算計上させてもらっております。場所等につきましては、我々も急いで検討はしていきたいと思っておりますけれども、今のところまだ決まってないというような状況です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 先ほど庁舎外ということで、まだそれは今検討中ということでございます。そういった中で、本当に金額的に、まずコンビニの部分ですね。これだけ委託料、予算がかかるのかということと併せて庁舎外についてはこれからということですが、その点については、それをここでまだ今後検討中ということの部分を含めて、コンビニの分と併せて上げるということはどうかなというふうに思いますけれども、その辺をお聞かせいただければというふうに思いますけれども。意味分かりますか。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） コロナ関係でマイナンバーカードが必要ということで、そういう方以外

のために庁舎外で必要だという考え方がよく理解できないんですけれども、その辺を含めてご回答いただければと思いますけれども。マイナンバーカードが普及していなければ、まず普及するような方策を考えるというのが先かなと思いますけれども、そのあたりを併せてお聞かせください。

○委員長（小畠真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今回3,000万円近くの費用となっておりますけれども、そのうちのほとんどがコンビニ交付の初期費用というような形になっております。この予算が庁舎外も含めて今回必要なのかということでございますけれども、よその市町村におきましても職員にコロナ患者が出たということで庁舎を閉鎖せざるを得ないというような事態が発生しております。太宰府市におきましては、今のところ本庁舎以外でそういった証明書交付等の事務を行える場所がございません。ほかの市町村では、近隣を見ましてもコミュニティセンターであるとか支所、そういったところで交付ができるというような状況も整っておるようなところでございますので、今のところ筑紫地区を見ましてもそういった状況がないのが太宰府市だけでございます。そういったことから、これについては早急に検討して設置していく必要があるというふうに判断をしたところでございます。

○委員長（小畠真由美委員） 関連してお聞きいたします。

庁舎外の非常時のときというのは、災害対策の中でも罹災証明書の発行であるとかこの辺の防災対策の中で組み込んでいっているわけなんです、証明書発行については常時開設としておくのか、それとも災害時とかこういった疫病対策に対するところのある時限的な対策として人を配置をしていこうとするのか、どっちなのか教えてください。

市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在のところは、証明書発行業務のみを考えておりますので、常設でというふうなことで考えております。

○委員長（小畠真由美委員） すみません。関連してになるので私のほうから幾つか質問させていただきます。

当然人件費も発生をいたします。そして、コンビニでの証明書発行についてはマイナンバーカードが基本ということで、これからマイナンバーカードは保険証にもなっていくというような国の流れがあって、市としてもまずこの取得者の水準を上げないといけないというのは先ほど陶山委員のほうからありましたが、そこに対して春日市あたりは庁舎内で写真が撮れたりとかするような形で、その場でできるだけ手続が簡素な形でマイナンバーカードが取得できる方策を各市今取っているところなんです、それと逆行するような形で、取れない人に対しては常時持つておくというような考え方、その辺を同時に今進めないといけないのかというところが非常にあるんですが、財源的なものでいうと、マイナンバーカードを持ってコンビニ交付に踏み切った市というのは、毎年1,000万円近くの市の持ち出しが、回転資金あるんですけれども。それから、それプラス庁舎外での発行を常時置こうとするならば、大体どのぐらいの

財源をこれから1年間に考えてあるのでしょうか。

市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今言われましたように、今回補正予算で計上しておりますのは初期費用だけでございます。これを実際運用するとなりますと、コンビニ交付につきましては言われましたように約1,000万円程度のランニングコストがかかるわけです。庁舎外の交付につきましては、まだ具体的にどういった陣容でやるかということまでは検討に至ってないわけですが、いずれにいたしましても職員の配置、そういったものが必要になってまいります。ですから、それを考えますと、我々の今の試算といたしましては、一千四、五百万円の人件費、そういったものが必要になってくるかなというふうに思っております。ただ、やり方をどうしていくのか、これは委託とかそういった方法が取れるのか、そういったことにつきましても今後は研究をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（小島真由美委員） 今金額を聞いて、私のほうも1,000万円と1,500万円、毎年の回転資金というか、ランニングコストとしては非常に高く、ましてやコンビニ交付では通常300円が200円になるわけですので、税収というか市の収入も若干減るといこともあると。市民サービスの優先順位の中で、今回これを入れるに当たって市長が当初の説明の中で入れてこなかったところもよく分からないんですけども、このことについて、例えば庁舎内の優先順位の中でマイナンバーカードをこれからもうちょっと発行を進めていこうというような取組としては、何かあるのでしょうか。

市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今のところ、マイナンバーカードの取得を促進するための取組というのは、具体的なものは何もございません。

先ほど言われました交付手数料でございますけれども、コンビニエンスストアは全国的に手数料を下げているところがございますが、それにつきましては各市の条例で定めることとなりますので、太宰府市がどうするかというのは今後決めていくことになってまいります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

○委員（陶山良尚委員） 先ほどの確認で、いいですかね。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 庁舎以外で125万円予算がついているということでしたけれども、これは具体的に何に使われるのか、その辺を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） 庁舎外に回線を引くわけですがけれども、簡単に言えば、ただ単に回線を引く工事費のみになります。コンビニ交付とはまた別のシステムですから、ただ、今市民課で使っている回線を庁舎外の施設にただ引っ張る、ただ引っ張るということもいろいろ工事はありますけれども、そういったシステムで125万円という試算を上げております。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） まずは、先ほど決まっていなくて、これからどこにするかということは検討しているということですが、そのときにこの予算はつけばいい、はっきり決まったらつけばいいかなと思うんですけども、今のうちに予算を上げる必要があるのかということと、予算を上げるならもう決まっているということが考えられるのかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですかね。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） その件につきましては、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ってこういった事業を行うということで、コンビニエンスストアの交付と併せて、同種類の事業ということで今回一括して計上させていただくように我々としては判断をしたところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） コンビニでのこういうマイナンバーを使ったあれをすることによって、多分マイナンバーは今カードを持ってある方は少ないんですよ。その中で、毎月1,000万円かな、これは、費用がかかるというのは。

○委員長（小島真由美委員） 毎年。

○委員（船越隆之委員） 毎年でしょう。その費用を利用することによってのペイはできるんですか。リスクは、あとメリットというか、そこを聞かせてほしいんですけどもね。そうせんと、これは意味がないと思うんで。マイナンバーカードを持っている人が少ないのにコンビニでそういうシステム化しても、例えば利用者が少なければ市には金は入ってこなくなりますよね。かといって、相手方には1,000万円は払わなきゃいけない。それで採算が合うんですか。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） なかなか全国的に見てもマイナンバーカードの取得が低いので、コンビニエンスストア交付事業の採算が取れている市町村というのはほとんど少ないだろうというふうに思っております。今後、マイナンバーカードの普及率を向上させるのと併せて、今太宰府市でも第2、第4土曜日の開庁、そういったことで時間外の交付というのをサービスとしてやっております。コンビニエンスストアでの交付の一番の利点といいますのは、土曜、日曜、また早朝、夜間、そういった時間帯でも取れる。また、全国どこのコンビニでも取れるので、例えば太宰府市の方で福岡に通勤してある方、勤務先でお昼休みに取れるというようなサービスの利便性の向上、それを主なものとしておりますので、なかなか採算が取れるというベースにまでは難しいだろうと思っております。そういった意味で、各市町村ではコンビニ交付の手数料を下げたりすることでそちらに誘導をする、そういった施策を取ってあるところもあるようでございます。

ですから、そこに至るまでには随分日数がかかると思いますが、徐々にそちらに移行

していければというふうに思っております。そうすれば、市役所の市民課の窓口の混雑も若干緩和ができるというふうなところで考えております。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 市民課の緩和ができるということは、市民課で今働いてある、例えば筑紫人材センターかな、あそこから人を雇っていますよね。そういう方も減るということですか。

それともう一つ、単純な質問ですが、これは交付金が出てなければしなかったんですか。給付金が出てなければしなかったんですか、これ。こういう計画を立ててなかったということですか。交付金があるからするんですか。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） まず、人員が減るかということでございますけれども、人員を減らすためには計算をしてみますとかなりの人数がコンビニに移行しないと人を減らすというところまでは行き着かないと、現在の交付率からいくとそこに至るのは非常に難しいだろうというふうに思っております。今後マイナンバーカードの普及が進むに当たりましてそういったこともメリットとして出てくる、そういったふうに考えてはおるところでございます。

それと、もう一点が、これをどうなのかということですが、コンビニ交付自体につきましてはずっと従前から今も、先ほど言いましたように第2、第4土曜日であるとかそういったところの時間外交付、そういったものを主な目的としまして何かできないだろうかということで検討はずっとしてまいりました。ただ、初期投資として3,000万円近くのコストがかかること、またマイナンバーカードの普及率がまだまだ低いこと、そういったところからちゅうちょをしておったところではございますけれども、今回国の交付金を利用できるということで、この機会に合わせて実施しようというふうに判断をしたところです。ですから、今回補正という対応にさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） 最後に、市民課長にお聞きします。

庁舎外の取得者、1日当たり何人ぐらいを大体考えて設定されていますか。

市民課長。

○市民課長（池田俊広） 今本庁舎で年間約9万件の交付をしております。想定としては、その1割、9,000件を1年間で見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） コンビニを利用した交付については、これはすごく昔から議会というよりも議員から提案があったんですけども、そのときは執行部の回答としては非常に費用対効果が悪いよという形で一蹴されておりました。今回この委員会の中でこの案件のやり取りを聞いていましたら、立場が逆転していますよね。執行部はやりたい、それで委員さんのほ

うからはこれはすごく費用負担があるんじゃないかという意見がいっぱい出てきて、非常に興味深かったんですけども。

これは、市民サービスの向上というところから推進はする方向にあるかなと私は思うわけなんですけれども、やっぱり利用者ですよ。今のところ住基カードよりマイナンバーカードというのが普及が低いというところで、マイナポイントが何か進んでいますけれども、やっぱり利便性だと思うんですよ。市民サービスに資するもんだということには間違いはないけれども、かなりの負担を覚悟しなきゃいけないというところで、そこら辺委員さんのほうからもいっぱい意見が出ましたけれども、利用者数の増というのを、マイナンバーカードを普及、これは普及は国だけじゃなくて自治体も同じ形ですよ。しっかりやっていかないといけない中で、その一つのきっかけになるかなと私は思いますが、そこら辺マイナンバーカードの普及も併せたところでやっていかなきゃいけないというふうに考えています。これは私の意見です。

もう一つ、これは明許繰越しという形で次年度に事業を繰越すわけですけども、いつぐらいに事業としてスタートするのかを教えてくださいたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（池田俊広） コンビニ交付につきましては、来年10月をめどに考えております。だから、庁舎以外での交付につきましては、これは先ほど市民生活部長が申し上げましたとおりまだ未定でございますので、決まってはおりません。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村副委員長。

○副委員長（木村彰人委員） 来年の10月ぐらいがコンビニスタートという形で、まだ時間があると思います。今回のこの委員会の中でもいろいろな質問が出たと思うんですが、これはこの案件だけではなくて、今回の補正予算で上がってきているほかの委員会所管の部分についても明らかに新規の取組というのがいっぱいあります。

そこで、実はこれは口頭でのやり取りだけでは、我々委員としても逆に聞けば聞くほど疑問が増えてくると。せめてこれは制度的なものの趣旨とか流れとかをある程度の資料を基にご説明いただけたら、細かいところまで聞かなくていいんじゃないかと思います。そんな中で、今回これは我々だけが納得すればいいわけじゃなくて市民サービスの向上というのが第一の目標ですから、それこそ来年10月のスタートまでに我々もある程度まとまった資料を基に、これはどういう利便性があるんだよと、市民サービスの向上があるんだよという資料を基に説明していただきたいというのが一つ。

それとは別に、当然これは市民の方も分かっていただけなきゃ、それこそ利用者が増えようがないですよ。そういう意味で、分かりやすい資料を基に市民に情報発信をしっかり時間的な猶予を持ってしなきゃいけないと思いますが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 国としてもマイナンバーカードの普及というのは大きな目標として掲げられておまして、今回定額給付金でありますとかマイナポイント、そういったものもやっておるわけでございます。また、自治体独自の取組でいろいろなマイナンバーカードに付加的な要素を加えるそういったもの、また今回健康保険証などがかなりの割合でマイナンバーカードの中に入れられるというようなこともございます。ですから、マイナンバーカードの普及というのも一つ大きな自治体の目標でもございます。そういったものも含めて、もし今後コンビニエンスストアの導入を始めるということになれば、先ほど言いましたような手数料の問題であるとかそういったものも含めて利用の促進を図っていききたい、そういった一つの要因にはしていきたいというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） これは毎年1,000万円ぐらいのお金が出ていくということと、そして利用者によってはそんなに収益が出ない。まほろば号でいえば、福祉バスということで1億5,000万円が毎年出ていっていると。プラス、このお金の1,000万円に対してまた出ていくという。出ていく金が多過ぎるというのは、太宰府はそんなに豊かな財政を抱えた街じゃないんで、そういう意味から考えると十分に考えていただけないといけないと。そういう何かをする以上は何かの採算性が取れないと意味がないんで、そのところを考えながら十分検討していただきたいというのが考えです。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、進みます。

3款1項1目社会福祉総務費の043地域福祉関係費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは続きまして、福祉課のほうからご説明申し上げます。

同じく、予算書16ページ、17ページのところになります。

3款1項1目社会福祉総務費の細目043地域福祉関係費の6,000万円についてご説明申し上げます。25節の積立金、これは地域福祉基金積立金でございます。

この基金の目的としましては、太宰府市地域福祉基金条例第1条に規定をしております高齢者等の保健福祉の増進を図るためというところで本基金を設置しております。必要に応じまして一般会計の歳入歳出予算計上をいたしまして、地域福祉活動の増進を図るための事業費に充当しているというものでございます。

今回の補正でございますが、令和元年度の一般会計の決算額がほぼ確定したというところもございましたので、この剰余金を受けてこの一部であります6,000万円を一般会計から支出し

まして、当基金へ積み立てるものになります。

なお、この積立金の原資でございますが、予算書の12ページ、13ページをご覧ください。

20款繰越金、1項繰越金のところでございますね。こちらにございます前年度繰越金3億7,134万8,000円のうちの6,000万円を地域福祉基金のほうに積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 従前どおり、毎年決算のときにこういった形の提案がされているのは理解しているんですけども、昨年と比べて6,000万円というのは増えたような気がするんですけども、その意図といたしますか、何かご説明がありますか。財政当局がそういった形で振ってこられたのか、福祉課のほうに要望されてその回答が来たのか、そこら辺のところをお聞かせいただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） この金額でございますが、昨年度が5,000万円で、今回は6,000万円というところでございます。ちょっと増えたところではありますが、財政当局の指示に従いましてこの基金に積立てをしているところでございまして。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、進みます。

次に、同目の060国民健康保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 16、17ページ、18、19ページにまたがっております。

3款1項1目、細目060国民健康保険事業特別会計関係費222万7,000円につきましてご説明申し上げます。

冒頭部長からご説明いたしました会計年度任用職員の前歴換算に伴う人件費を追加するため、一般会計法定分を国民健康保険事業特別会計に対し繰り出すものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

同目の061生活困窮者自立支援関係費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、補足説明はありませんか。

生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） 生活困窮者自立支援関係費の人件費50万3,000円に関する歳入について補足して説明いたします。

これは、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として市が実施しております自立相談支援事業に係る人件費でありますことから、国庫負担金として事業費の4分の3が歳入となります。

歳入予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、生活困窮者自立支援関係費負担金として、事業費50万3,000円の4分の3に相当いたします37万7,000円を補正いたしますものです。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、同目の990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは、同じく予算書18ページ、19ページでございます。

3款1項1目社会福祉費総務費の細目990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費についてご説明申し上げます。このうち福祉課分としましては、総額7,043万7,000円のうちの6,043万7,000円についてご説明申し上げます。

本年5月20日から8月19日までの間に特別定額給付金支給事業を行ったところでございます。この対象者とならなかった、いわゆる新生児の方でございます、4月28日以降、それから来年の3月31日までにお生まれになった新生児の方を対象に家計の支援ということで特別臨時給付金を支給するという事業になっております。

具体的には、対象新生児お一人に対しまして10万円の支給を予定しております。新生児のおおよその人数、市内でお生まれになられるお子さんというのが大体年間で600人程度いらっしゃるということでございますので、特別臨時給付金といたしまして6,000万円、この事業に伴う事務費用としまして43万7,000円を計上しております。

また、本事業を行うための財源としまして、予算書8ページ、9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の、こちらのほうにございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（藤井泰人） それでは、同じく新型コロナウイルス感染症対策関係事業費7,043万7,000円のうち、19節負担金、補助及び交付金、生活困窮者臨時給付金1,000万円についてご説明いたします。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響に起因いたします収入の減少や失業等による生活困窮等に向けて様々な支援策が施されています。ただし、いまだなお困窮状態から脱却できない世帯に対しまして、生活の安定と自立の促進を図ることを目的に生活困窮者臨時給付金を支給するものです。

支給の対象は、申請日におきまして太宰府市内に住所を有し、社会福祉協議会において総合支援資金の生活支援費に係る特例貸付金の増額決定を受けられた方を対象とし、給付金額は1世帯5万円といたします。社会福祉協議会が発行いたします貸付金に係る増額決定通知書を添付の上、申請していただき、支給を行います。受付期間は、令和2年10月1日から12月25日までといたします。

なお、財源といたしましては、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。

この事業は、太宰府Beautiful Harmony事業の一環として実施いたしますことから、18款1項1目一般寄附金のふるさと太宰府応援寄附1億円のうち、歳出と同額の1,000万円を財源として補正するものです。

説明は以上になります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 新生児の臨時特別給付金に関しての確認なんですけれども、令和3年3月31日までが対象になるということは、当然年度末が近まれば近まるほど生まれた新生児への支給の時期というのは当然新年度に入ってくると思うんですけれども、今の時点では繰越的な部分の対応が歳入のほうで上がっていませんけれども、当然これから時期を見て、そこは上がってくるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） いつお生まれになるかというのはまだ現時点ではっきりしておりませんので、そのあたりに関しては、繰り越すようであればそういう対応ということになると思います。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、進みます。

同項 2 目老人福祉費の026介護保険事業費及び061介護保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 3 款 1 項 2 目老人福祉費、細目026介護保険事業費、19節負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間施設整備交付金1,293万1,000円の増額補正についてご説明いたします。

この交付金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進することを目的としており、その対象事業であります新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢者施設等における多床室の個室化改修支援事業として宰府にあります有料老人ホームうめはうすからの申請による交付金と、高齢者施設等のブロック塀改修支援事業として国分にあります小規模多機能型居宅介護そよかぜ国分の里からの申請による交付金となっております。

まず、うめはうすの工事内容でございますが、多床室に間仕切りを作成する改修工事でございます。総事業費約1,272万7,000円に對しまして交付予定額が1,173万6,000円となっており、残りの金額が事業者負担となります。

次に、そよかぜ国分の里の工事内容でございますが、ブロック塀の老朽化に伴います改修工事でございます。総事業費約159万5,000円に對しまして交付予定額が119万5,000円となっており、残りの金額が事業者の負担となっております。

財源につきましては、補正予算書 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

15款 2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備促進交付金1,253万3,000円でございます。内訳は、高齢者施設等における多床室の個室化改修支援事業は交付予定額の10分の10、1,173万6,000円、高齢者施設等のブロック塀改修支援事業は交付予定額の2分の1、79万7,000円となっております。

戻っていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

続きまして、同じく 3 款 1 項 2 目老人福祉費、細目061介護保険事業特別会計関係費、28節繰出金330万3,000円につきましてご説明いたします。

まず、介護保険事業特別会計繰出金265万3,000円でございますが、これは冒頭部長が説明いたしました介護保険事業特別会計における会計年度任用職員の人件費でございます。

次に、低所得者保険料軽減繰出金65万円についてでございますが、これは令和元年度の保険料軽減負担金の精算に伴う追加交付が65万円ございまして補正計上を行うものでございます。

財源につきましては、補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

21款 4 項 1 目雑入、1 節雑入、民生費雑入の65万円となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 私のほうから。

うめはうすと国分の里、2件の要請があったということですが、手挙げ方式でよそからは別に何もなかったんですかね。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） はい。委員長のおっしゃるとおり、手挙げ方式で2社からの申請ということになっております。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、進めます。

次に、同目の990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田中 縁） 続きまして、同じページ、990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費300万円についてご説明申し上げます。

まず、11節30万円の印刷製本費ですが、在宅の高齢者を対象とした介護予防手帳の作成費用として計上しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、在宅の高齢者は外出の制限や通いの場の開催自粛などにより自宅で過ごす時間が増えたことから、いわゆるフレイル状態、心身の虚弱な状態に陥りやすくなることが懸念されますことから、介護予防に関する情報のほか、運動、栄養などの項目について手元に手帳を置いて自分たちで記録して目標を管理したり、さらにコロナ対策のポイントですとか自宅で取り組めるフレイル予防体操などを掲載した手帳を作成して配布するものでございます。5,000部作成して介護予防教室の参加者とか地区公民館などで配布をさせていただいて、手元に置いて日常生活の中で自ら介護予防に取り組んでいただくきっかけとなればというふうに考えております。

次に、19節の高齢者団体環境整備臨時支援金270万円でございます。

これにつきましては、地域で在宅高齢者を対象とした支援活動、サロンですとかひまわり会ですとか介護予防や生きがい活動、社会参加支援活動などを行っている団体、それから各自治会の単位老人クラブなどについて、コロナウイルス感染防止対策をしっかりと講じながら積極的に活動を継続していただくための補助金として、環境整備臨時支援金という形で交付をさせていただきたいと考えております。1団体3万円、約90団体への交付を予定しております。

財源につきましては、補正予算書の8、9ページになります。

15款2項1目3節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、同項3目障がい者対策費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進めます。

同項4目障がい者自立支援費については、先ほどこれも部長から説明がありました人件費に関するものですが、これは補足説明はありませんか。よろしいですか。

福祉課長。

○福祉課長（井本正彦） それでは、同じページでございます。

032の障がい者地域生活支援関係費の中での人件費について補足説明を申し上げます。

先ほど健康福祉部長のほうより説明いたしましたように、人件費の増額というところでございます。これに関して、手話通訳員に関しましては、国庫補助2分の1、それから県の補助が4分の1の対象になっております。

この事業を行うための財源、歳入といたしまして、予算書の8ページ、9ページをご覧ください。

15款2項2目1節の地域生活支援事業費補助金（2分の1）10万8,000円、こちらのほうが手話通訳員に充てられるものとなっております。

続きまして、同じく予算書の10ページ、11ページのほうに16款県支出金がございます。こちらのほうの地域生活支援事業費補助金（4分の1）、こちらのほうも併せて手話通訳員に充てられるものとなっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

同項6目重度障がい者医療対策費及び20、21ページの9目国民年金費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 18、19ページをお開きください。

初めに、6目、細目030重度障がい者医療費支給関係費57万2,000円につきましてご説明申し上げます。

議案第47号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正」に伴い、システム

改修が必要になりますので、電算委託料57万2,000円を計上させていただいております。

20、21ページをお開きください。

続きまして、9目、細目990国民年金事務費82万2,000円につきましてご説明申し上げます。

歳出につきましては、冒頭部長からご説明いたしました会計年度任用職員の前歴加算分でございますので、歳入特定財源のみご説明いたします。

補正予算書8、9ページをお開きください。

下段、15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、国民年金事務委託金82万2,000円を充当いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、3款2項2目児童措置費及び3目教育・保育施設費については、先ほど部長から説明がありました、これは人件費に関するものですが、補足説明はありませんか。

保育児童課長。

○保育児童課長（大石敬介） 細目990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費42万1,000円につきましては、冒頭に部長が説明いたしました会計年度任用職員の人件費のうち子育て世帯への臨時特別給付金の給付事務に係るものでございまして、財源といたしましては補正予算書8、9ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金に同額の42万1,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、同項5目子ども医療対策費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 同じく、20、21ページをお願いいたします。

5目、細目010子ども医療費支給関係費81万7,000円につきましてご説明申し上げます。

冒頭部長からご説明いたしました会計年度任用職員の前歴加算に伴う人件費、2節給料9万2,000円のほか、議案第46号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」に伴い医療証の発行、システム改修等が必要になりますので、印刷製本費9万7,000円、電算委託料62万8,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

同項6目家庭児童対策費については、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものです。

これに関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

3款3項1目生活保護総務費についても、先ほど部長から説明がありました人件費に関するものですが、これについて質疑はありませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項1目保健衛生総務費から3目母子保健費までについて、先ほど部長から説明がありました、これも人件費についての補足説明を含めて執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） それでは、説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費から3目母子保健費までの人件費に関する項目につきましては、先ほど健康福祉部長から説明がありましたとおりでございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、細目990新型コロナウイルス感染症対策関係事業費286万9,000円について説明いたします。

19節負担金、補助及び交付金の補正ですが、まず筑紫地区検査センター運営補助金についてです。これは筑紫医師会PCR検査センターに対して、PCR検査が必要と判断された市民が検査を受けられた際に保険診療分を除く自己負担額相当額を援助することにより検査を受けやすい環境を構築し、会場で金銭のやり取りをしないことにより検査スタッフの感染リスクを軽減させるため計上いたします。自己負担額について3割として1,780円、1日の検査件数をこれまでの検査実績により4件と見込み、開所予定日数の122日に乗じた額であります86万9,000円を補正予算として計上するものです。

この事業の財源につきましては、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金、3節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から86万9,000円を充てるものです。

元のページにお戻りください。

次に、その下の項目、家庭内感染対策費用助成金についてですが、この事業は新型コロナウ

ウイルス陽性判明者の濃厚接触者と認定された方のご家族や医療従事者、介護従事者等とご家族等の宿泊費を助成することにより、安心できる居場所を確保し、家族内感染を防ぐものです。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中、利用者が著しく減少している宿泊施設の活性化にも寄与することを目的とした事業で、お一人14泊の利用を最長とし、市内の宿泊施設を利用された場合、お一人1日1万円、また市外の宿泊施設を利用された場合にはお一人1日5,000円を上限として助成を行うもので、事業費用としまして200万円の増額補正をお願いするものです。

この事業の財源につきましては、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

18款1項1目一般寄附金、2節ふるさと太宰府応援寄附金を財源としております。

22ページ、23ページにお戻りください。

次に、2目保健予防費、細目990新型コロナウイルス感染症対事業費1,800万円について説明いたします。

13節委託料としまして、予防接種個別接種委託料を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響が続き、冬季の季節性インフルエンザ感染の流行期と重なることとなった場合に、発熱や倦怠感等の症状を訴える患者が医療機関に多数受診されることで季節性インフルエンザ患者と新型コロナウイルス感染症患者の見極めにより医療現場が混乱に陥ることが予測されます。このたび、定期接種となっております、主に65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の個人負担、お一人1,500円を無料化することで接種しやすい環境を整え、インフルエンザを予防することで医療現場の混乱を避けるとともに新型コロナウイルスとの重複罹患を避け、重症化を予防していくものです。65歳以上人口約2万人のうち60%の人、約1万2,000人が接種を受けるものと見込んで1,800万円の増額補正を計上しております。

この事業の財源につきましても、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

18款1項1目一般寄附金、2節ふるさと太宰府応援寄附金を財源としております。

22ページ、23ページにお戻りください。

続きまして、3目母子保健費、細目052養育医療給付費250万円の増額補正について説明いたします。

未熟児養育医療給付費とは、医師が入院による養育を必要と認めた1歳未満の未熟児、出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱い乳児に対し、入院による医療費のうち健康保険の保険診療分の費用を除く自己負担分を公費で助成する制度でございます。対象世帯が生活保護を受給されている場合には生活保護費ではなく未熟児養育医療給付制度で対応することとなっており、全額が公費負担となります。このたび生活保護を受給されている方が未熟児養育医療給付制度の対象となられたため、今後不足が見込まれる費用250万円の増額をお願いするものです。

あわせて、歳入について説明いたします。

未熟児養育医療給付費は、国から2分の1、県から4分の1の補助金と市費4分の1を財源

としております。

補正予算書 8 ページ、9 ページをお開きください。

15款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金として国から 2 分の 1 の125万円。

続きまして10ページ、11ページをお開きください。

16款 1 項 2 目衛生費県負担金、1 節保健衛生費負担金として 4 分の 1 の62万5,000円を歳入として計上しております。

説明は以上となります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、私のほうから。

今の説明の中で家庭内感染の対策についての費用の助成金ということですが、以前傷病手当という形で当委員会のほうにも上程があった分があったんですけども、議会の中でもたしか上程があった、この傷病手当との兼ね合いはどうなるのでしょうか。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） この対象者につきましては、濃厚接触者のご家族または医療従事者等になっておりまして、今現在感染を起こされてない方、患者様ではない方の宿泊費の助成という形で、家族内での感染を避けるための分離を目的としたものでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 傷病手当も当事者だけではなくて、家族は対象じゃなかったですかね。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 傷病手当金は、かかった方、もしくはかかったおそれがある方が対象ということでございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 高齢者へのインフルエンザ注射の補助のことなんですけれども、早めにその対策をしたほうがいいということがこの頃よく言われておりますけれども、この事業をどのようなスケジュールで進めていくつもりでいるのか、そこをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） もともとの定期接種の準備は今も進めておるところですけども、9月補正の議決になりました暁には、それと併せまして10月の定期的接種と同時期に開始

をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 家庭内感染対策費用としての件ですけれども、1点確認ですけれども、市内の宿泊施設ですね。これはどこを想定しているんですか。

○委員長（小島真由美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 特段どこということではなく、市内の宿泊ということですので、複数を想定はしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） インフルエンザのワクチンを打つのに、私は対象者の66歳になるんですけれども、10月1日からですか。役所に来ればいいんですか。医療機関に行かなくてはならないでしょうけれども、手続として何かあるのかなと思ったので。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 一応今のところまだ予定ではありますけれども、無料が分かるような免状の通知書みたいなものをこちらの元気づくり課のほうから対象者となる方に発送いたしまして、それを持って医療機関に行っていただくような形を取りたいとは考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同項5目公害対策費について執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（中島康秀） それでは、公害対策費の職員手当等19万9,000円の増額についてご説明いたします。

環境課環境保全係の職員の育児休業延長に伴い、代替の会計年度任用職員の雇用期間が延長となり、職員手当の増額の必要が生じたため補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、24ページ、25ページの4款2項2目塵芥処理費については、初めに部長から説明がありました人件費に関するものです。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、以上で歳出の説明を終わります。

それでは、歳入につきましては、歳出と併せて既に説明を受けました。

次に、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、2款4項庁舎外証明書交付事業については、既に歳出のところで説明がありましたので、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

追加事項（一部事務組合関係）の福岡都市圏南部環境事業組合一般事業債（令和元年度広場整備工事費等）について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（中島康秀） それでは、福岡都市圏南部環境事業組合一般事業債（令和元年度広場整備工事費等）についてご説明いたします。

これは、本市及び福岡市、春日市、大野城市、那珂川市の5市で設立しております福岡都市圏南部環境事業組合において、令和元年度中に借入れを行いました一般事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。

対象となる事業は、令和元年度から繰越明許費を行い、令和2年度にかけて施工いたしました旧南部工場跡地のほのぼの広場整備工事で、その工事費等の借入れを行ったものであり、補正額は組合の借入額2億9,260万円のうち、令和3年度以降に係る本市負担分で4,197万6,000円を計上しております。なお、償還期間は10年となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 以上で第3表債務負担行為補正の説明を終わります。

それでは、議案第49号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成いたしますが、予定していた討論ではないのですけれども、議論を聞いてちょっと。

庁舎外の、もしくはコンビニでの発行に関する事なんですけれども、議論を聞いている限り、国としてほぼ一体的に進めているような事業であるにもかかわらず、市のレベルで採算の心配というのをしなければならぬということ自体がちょっと不幸なことだと思います。この制度は全体として進んでいくことだと思うので、太宰府は太宰府市として進めつつ、だけれどもしっかりと国に対しても、こんなことで市を困らせないでほしいというようなことを念頭に置いていただきたいと思います。

もう一点は、生活困窮者に対する臨時交付金のことですけれども、コロナの先は見えない中でこういう判断をしたことは評価していると思っておりますが、必要なのは自立の促進、自立していただくように少しでもしていくことだと思っておりますので、そこを頑張っていただきたいと思っております。

以上、付言して賛成討論に代えたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第49号「令和2年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時29分〉

○委員長（小島真由美委員） それでは、ここで執行部の入替えを行います。執行部の皆様は、席をご移動ください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第50号 令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書は36ページ、37ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（高原寿子） 議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書37ページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ222万7,000円を追加し、予算総額を72億971万2,000円にお願いするものでございます。

予算の内容といたしましては、事項別明細書40、41ページをご覧ください。

中ほど、3、歳出からご説明いたします。

1款1項1目、細目002庶務関係費61万8,000円、1款2項1目、細目002徴収関係費42万円、5款1項1目、細目001特定健康診査等事業費118万9,000円でございますが、こちらは議

案第49号「一般会計補正予算」で冒頭部長からご説明いたしました会計年度任用職員の前歴加算に伴う人件費を追加するものでございます。

次に、歳入でございますが、上段、2、歳入、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金を同額計上いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論、採決を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号「令和2年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第51号 令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小畠真由美委員） 日程第6、議案第51号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は46ページ、47ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（立石泰隆） 議案第51号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」私のほうから一括してご説明させていただきます。

まず、介護保険事業特別会計補正予算における2節、3節、4節につきましては、冒頭部長が説明いたしました会計年度任用職員の人件費でございます。

財源につきましては、補正予算書54ページ、55ページをお願いいたします。

所定の割合において、1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年分特別徴収保険料

118万7,000円、3款2項2目総合事業調整交付金、1節現年度分2万1,000円、同項3目地域支援事業交付金（総合事業）、1節現年度分16万7,000円、同項4目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、1節現年度分141万7,000円、同項5目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、1節現年度分21万3,000円、4款1項2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分22万6,000円。

ページをめくっていただきまして、5款2項1目地域支援事業交付金（総合事業）、1節現年度分10万4,000円、同項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、1節現年度分70万9,000円、同項3目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、1節現年度分10万6,000円、7款1項2目地域支援事業繰入金（総合事業）、1節現年度分10万4,000円、同項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業及び任意事業）、1節現年度分70万9,000円、同項4目地域支援事業繰入金（社会保障充実分）、1節現年度分10万6,000円、同項5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金173万4,000円でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定におきましては、補正予算書68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目繰越金、1節繰越金325万2,000円でございます。

続きまして、人件費以外の分についてご説明させていただきます。

補正予算書60ページ、61ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、23節償還金、利子及び割引料1,204万7,000円の増額補正でございます。

これは、令和元年度介護給付費負担金及び地域支援事業（旧総合事業以外）の交付金の精算に伴う返還金でございます。詳細につきましては、給付費につきましては国への返還金613万5,000円、支払基金への返還金98万2,000円となっております。地域支援事業につきましては、国への返還金129万4,000円、県への返還金64万7,000円、支払基金への返還金298万9,000円でございます。

財源としましては、補正予算書54ページ、55ページをお願いいたします。

こちらについては、令和元年度の交付金の精算において追加交付となります。3款2項3目地域支援事業交付金（総合事業）、2節過年度分99万8,000円、同項5目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、2節過年度分238万5,000円、5款1項1目介護給付費負担金、2節過年度分3,317万8,000円。

ページをめくっていただきまして、5款2項1目地域支援事業交付金（総合事業）、2節過年度分62万3,000円、同項3目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、2節過年度分119万2,000円、7款1項6目低所得者保険料軽減繰入金、2節過年度分65万円。

ページをめくっていただきまして、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金227万2,000円、合計4,129万8,000円でございます。

補正予算書64ページ、65ページをお願いいたします。

先ほど説明いたしました財源から精算返還金を差し引いた差額2,925万1,000円につきまして、5款1項1目介護給付費準備基金積立金に余剰金として積立てといたします。

なお、支払基金への精算返還金の納期が例年9月下旬であることから今回計上をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第51号「令和2年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第52号 令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は74ページ、75ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（行武佐江） 議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ82万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ117万8,000円にお願いするものであります。

これは、令和元年度決算において82万5,000円の余剰金が確定したため、住宅新築資金等公債償還積立金に積立てを計上したものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第52号「令和2年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時42分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年11月17日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美